## 町内会・自治会 配布物一覧表(9月1日回覧分)

No	内 容	配布方法	担当部署	内線番号	備考
1	くらしの情報	班回覧	市民相談センター	184 187	
2	平成新山島原学生駅伝ボランティア スタッフ募集について	班回覧	スポーツ課	663 664	
	以上				

•島原市役所(63-1111)

•有明支所(68-1111)



市ホームページに町内会・自治会に関する様々な情報 を掲載しています。毎月の市からのお知らせ(班回覧・ 世帯配布等)の有無についても、こちらのページでご 確認できますので、ぜひご活用ください。



#### 「消費生活相談員」の資格取得に挑戦してみませんか

消費生活相談員資格試験は、年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、どなたでも受験できます。

問合せ先

独立行政法人国民生活センター資格制度課 電話:03-3443-7855

(試験の詳細) https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html

一般財団法人日本産業協会 電話:03-3256-7731

(試験の詳細) https://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/about-test.html

#### 消費生活相談員資格取得支援講座のご案内

消費生活相談員資格取得を目指している方を支援するための講座を開催します。受講料は無料です。

В	時	内 容		
7月15日(土)	10:00~17:00	消費者行政、過去問からみる必要な法律知識、特定商取引法		
7月16日(日)	10:00~17:00	民法・消費者契約法、割賦販売法、小論文の書き方		

#### 申込期限 令和5年7月7日(金)

※小論文添削希望者は6月30日(金)までに提出(受講者負担金(添削料)が別途必要となります。詳しくは下記まで。) 葉書又はファクス(095-828-1014)で、「資格取得支援講座受講希望」と記載し、住所、氏名、電話番号を添えて長崎 県消費生活センターまでお申込ください。詳しくは、長崎県消費生活センター 電話:095-895-2320 まで

#### 消費生活支援講座(講師派遣)のご案内

長崎県消費生活センターでは自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、各種 講座に講師を派遣します。講師派遣に要する経費は無料です。

講座名	対 象	テーマ	
高齢者見守り講座	民生委員、在宅福祉に従事する方 (高齢者を支援する団体等が主催する講座)	<ul><li>高齢者を狙う悪質商法の実態 と対策</li></ul>	
消費生活支援「シニア講座」	主に高齢者 (自治会、高齢者団体等が主催する講座)	●悪質商法に騙されない	
消費生活支援「ヤング講座」	高校生・大学生など社会人となる前の方 (高等学校、大学、PTA等が主催する講座)	<ul><li>賢い消費者となるために</li></ul>	
消費生活学習会	一般消費者(市町、各種団体等が主催する講座)	●消費生活に関して希望される テーマ	
PTA等研修会	PTA等が主催する講演会・研修会	<ul><li>親子で考える消費者問題など</li></ul>	
金融経済学習会	小学生から一般消費者 (団体、グループが主催する講座)	<ul><li>暮らしに身近な金融に関すること(長崎県金融広報委員会講座)</li></ul>	

問合せ 長崎県消費生活センター 電話:095-895-2320

申込み ホームページ(https://www.nagasaki-shouhi.jp/)「ながさき消費生活館」からも申し込みできます。

長崎県では、食品表示の適正化を図るために食品110番を設置し、食品の安全・ 安心や食品表示についての疑問・相談を受け付けています。

相談窓口:食品110番(長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課内)

Tel.0120-492574

受付時間:月~金曜日 9:00~17:45 (土日・祝日、年末年始除く)

この情報は県消費生活センターのホームページでもご覧いただけます。

https://www.nagasaki-shouhi.jp/ ながさき消費生活館

計量器に関するお問い合わせは 長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3 TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844 (長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課)

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL.095-824-0999 FAX.095-828-1014



消費者ホットライン 局番なし 次188





●トピックス(1~2) ●トラブル事例(3) ●お知らせ(4)

ぼくは「sapo之助」、消費者をサポート(助ける)長崎県消費生活センターのマスコットでござる。

# 減らそう食品ロス・目指そうエシカル消費

「食品ロス」とは、まだ食べられるのにもかかわらず、捨てられてしまうもったいない食品のこと をいいます。我が国における「食品ロス」は年間522万トン。このうち半数近くが家庭から出され ています。せっかく買った食品の一部を捨てることは、大切なお金を捨てるようなもの!!「食品ロス」 を減らすことは家計の4分の1を占める食費の無駄遣いをふせぎ、ゴミも減らせることから環境にも 配慮したエシカル消費にもつながります。「食品ロス」減らすためにできることから始めましょう。

#### 日本における食品ロスの現状

日本の食品ロス量(令和2年度推計値)

年間 522万トン 内訳:事業系 275万トン(53%)

家庭系 247万トン(47%)

国民1人当たりで計算すると、米換算で年間41kg毎日お茶わん1杯 おにぎり1個分弱(113g)の食料を捨てていることになります。

まだ食べられるのに捨てた理由は?

1位 食べ残し 57% 調理したけれど食べなかった。

2位 傷んでいた 23% 保存していたら、傷んで食べられなくなった。

11% 消費期限・賞味期限が切れてしまった。

# 食品ロスが環境に及ぼす影響

食品ロスは一般廃棄物として処理されるため、焼却処理する際に大 量の二酸化炭素が排出されます。焼却処理後は処分場で埋め立てられ ますが、環境省によると最終処分場の寿命はあと20年ほどであるとさ れています。世界で年間に排出される二酸化炭素の10%を食料廃棄物 が占めるといわれています。

ごみ処理費用 2兆1,290億円(令和2年度) 10トントラックで毎日約1.430台分を廃棄



# エシカル消費と食品ロス削減

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・ 環境に配慮した消費行動で、私たち消費者に求められています。食品 ロスの削減は、環境にやさしく、人や社会・地域への配慮にもつなが る消費行動であり、「エシカル消費」の1つです。食品ロス削減におい ても、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」ではなく未来のこと、地球環 境のこと周りの人のことも考えた消費行動を考えてみましょう。



# 持続可能な開発目標(SDGs)と食品ロスの削減

SDGsは、国連で採択された2030年までの国際目標で、 貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴ ール(目標)が設定されています。その中で食品ロス削減は、 目標12「つくる責任つかう責任」にも「2030年までに小 売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の 廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェー ンにおける食品の損失を減少させる。」と記載されています。

# SUSTAINABLE GOALS



# 食品ロス削減に向けて私たちができること

食品ロスは、日々の食生活の中で、ちょっとした気遣いや行動で減らすことができます。 「食品ロスを減らす」ことは、食費の無駄遣いを防ぎ、ごみも減らせるので環境にも配慮で きます。食品ロスを減らすため、できることから始めてみましょう。

#### 食品ロスを減らす3つのコツ

1 買いすぎない

家にある食品と照らし合わせて、また、予定を考えて、必要な分だけ買いましょう。

2 作りすぎない

体調や家族の予定などを考えて、作りすぎないようにしましょう。

3 食べ残さない

作った料理は、早めにおいしく食べきりましょう。

#### 買い物の3原則

#### 1 買い物前に手持ちの食材と期限を確認

買い置きしてあった食品が、冷蔵庫や食品棚に残ってい ないか、期限表示と合わせて確認してみましょう。そのう えで、必要な食材をリストアップすれば、同じ食品を購入 してしまう失敗もなくなり、無駄もなくなります。

#### 2 まとめ買いを避け、必要な分だけ買う

いつ食べるのか考えながら、必要な分だけ食材を購入し ましょう。食べる予定のない [まとめ売り商品] や特売品 などの衝動買いは控えましょう。

#### 3 期限表示を知って賢く買う

すぐに食べる予定の食品は、商品棚の手前から購入する ようにしましょう。特に、その日のうちに使うものや、帰 ったらすぐ食べる予定のものは、手前から取ることを習慣 にしてみましょう。(手前取り)



# 食品ロス削減についてもつと知りたいときは

消費者庁 食べ物のムダをなくそうプロジェクト

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_policy/information/food loss/ 農林水産省 食品ロス・食品リサイクル

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\_loss/index.html 環境省 食品ロスポータルサイト

https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html

出典:食品ロス削減ガイドブック(消費者庁)ほか

# 通信販売の定期購入トラブル



スマートフォンで動画投稿サイトの「実質無料 初回送料のみ500円」と書かれた広告を見て、サプ リメントを注文した。商品が届き、同封されてい た書類を確認すると、5回分の受け取りが条件とな っている定期購入だった。支払い総額は、約3万円 となり高額だ。解約しようと事業者に何度電話し てもつながらない。





「お試し」「初回限定」などと気軽に購入できる金額だったので申し込 むと高額な定期購入だったという通信販売での「定期購入」に関する相 談が改正特定商取引法施行後も増加傾向にあります。「2回目の商品が届 いて初めて定期購入であることに気づいた」「解約しようと業者に電話 してもつながらない」だけでなく、「やっとつながっても解約を拒否さ れた」「高額な解約料を請求された」というケースが目立ちます。

購入する際は、必ず定期購入になっていないかなど契約内容を確認しましょう。広告の 端や一番下に、薄く小さな文字で表示されていることも多いので注意してください。また、 通信販売にはクーリング・オフ(無条件契約解除)は適用されません。販売業者が返品特 約を定めている場合は、それに従うこととなります。

返品や解約申込みの電話がつながらない場合は、メールやFAXなど、ほかの方法でも連 絡をし、その際、連絡をした証拠としてその記録を残しておきましょう。

また、解約しようとしても、解約手続きがSNS(交流サイト)アプリからしか受け付け られないケースや、身分証の提出を求められることもあるので注意が必要です。

# オンラインゲームの課金トラブル



クレジットカードの請求明細に覚えのない15万円も の高額な請求があり、中学生の息子が私のクレジット カード (以下、カード) を使ってスマホのオンライン ゲーム (以下、ゲーム) でアイテムを購入していたこ とが分かった。息子は年齢を18歳以上と偽って利用し ていたようだ。対応方法を知りたい。 (40代、男性)





スマホやタブレット、家庭用ゲーム機で、こどもが保護者の許可なく 高額な課金をしてしまったというトラブルが目立っています。民法では、 親など法定代理人の同意がない未成年者契約は取り消しができるとされ ていますが、事実関係の証明が難しいことなどから、必ずしも返金して もらえるとは限りません。カード会社等に申し出ても、規約に基づきカ ードの管理責任を問われ、原則カードの名義人に請求されます。

トラブルを防ぐため次のことに注意しましょう。

- ①ゲームで課金する場合など、ネット利用のルールを日頃から家族で話し合っておく。
- ②こどもに、カードを使うことはお金を支払うことと同じであることを理解させる。
- ③スマホなどのカード情報の登録状況や利用限度額、キャリア決済の設定状況を確認の上、 カードや暗証番号を管理し、利用明細は毎月確認する。
- ④ペアレンタルコントロール機能(こどもにとって好ましくない内容のウェブサイトやコ ンテンツに対し、利用や閲覧の制限を設ける機能)を活用する。
- ⑤ゲーム依存症が疑われるケースは専門機関(医師等)に相談する。

# 『平成新山 島原学生駅伝』

班回覧

# ボランティアスタッフ募集

# = 選手は全区間市内のコースを走ります =

恒例のスポーツイベントとなっております、平成新山島原学生駅伝も今年で26回目となり、 来る**12月2日(土)**に開催いたします。

つきましては、ボランティアスタッフを募集しますので、市民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。スタッフの配置場所については、なるべく自宅近くになるよう計画いたします。

なお、ボランティアスタッフにつきましては、傷害保険に加入させていただきます。

また、スタッフジャンパーは、今回新たに協力いただける方のみに配布いたします。以前に協

力いただいた方は、前回のジャンパーを着用ください。

#### 【募集要項】

1 大会日時 12月2日(土)

■男子 9:30スタート■女子 9:50スタート

2 コース ■男子 島原市営陸上競技場スタート ⇒ 島原文化会館ゴール

■女子 島原市営陸上競技場スタート ⇒ 島原市営陸上競技場ゴール

3 申込方法 氏名、住所、電話番号、ジャンパーの有無、ジャンパーサイズの必要事項を 「申込用紙(本紙裏面)」へ記入していただき、次の方法でお申込みください。申 込みできる方は18歳以上です。

①島原市教育委員会スポーツ課へ申込用紙を「FAX 送信」で提出 FAX: 68-5480(※送信後、受信の確認連絡を必ずお願いします)

- ②「各地区公民館」へ申込用紙を提出
- ③電話での申し込みも受け付けております(連絡先:68-5474)

# 4 申込期限 10月6日(金)まで

5 その他 • 1 1月に入り「ボランティアスタッフ説明会」を開催いたします。説明会の開催日 程は各申込者へ通知いたします。

・スタッフ配置場所は、なるべく自宅近くになるよう計画いたします。

※裏面「申込用紙」

# 平成新山 島原学生駅伝ボランティアスタッフ『申込用紙』

団体名:

※団体名は所属がある場合のみお書きください。個人の場合は記入する必要ありません。

(ふりがな) 氏 名	住 所 (お住いの地区名)	電話	ジャンパーの 要・不要	■サイズ F (フリー)・XL
【記入例】 (しまばら たろう) 島原 太郎	〒855-8555 島原市上の町 537 (森岳地区)	63-1111	要 • 不要	XL
	一 ( 地区)		要 • 不要	
( )	〒 ( 地区)		要 • 不要	
( )	〒 地区)		要 • 不要	
( )	〒 ( 地区)		要 • 不要	
( )	〒 ( 地区)		要 • 不要	
( )	〒 地区)		要 • 不要	
( )	〒 ( 地区)		要 • 不要	
( )	〒 ( 地区)		要 • 不要	

## 【申込方法•申込先】

①FAXによる申込み[0957-68-5480(スポーツ課)] (※送信後の電話確認をお願いします。)

- ②「各地区公民館」へ申込用紙を提出。
- ③電話での申し込みも受け付けております。

### 【問い合わせ先】

■島原市教育委員会スポーツ課:68-5474 [担当:森]